

# 工事請負契約における 設計変更ガイドライン(案)

令和7年4月1日

宮城県塩竈市



## 目 次

|                                                 |    |
|-------------------------------------------------|----|
| 1. 設計ガイドライン策定の背景と目的                             | 1  |
| 2. 設計変更の基本事項及び留意事項                              | 3  |
| 3. 設計変更が可能なケース                                  | 6  |
| (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合         |    |
| (2) 設計図書に誤謬または脱漏がある場合                           |    |
| (3) 設計図書の表示が明確でない場合                             |    |
| (4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合      |    |
| (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合 |    |
| (6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更                     |    |
| (7) 受注者の責によらない事由による工事中止の場合                      |    |
| (8) 受注者からの請求による工期の延長                            |    |
| (9) 発注者からの請求による工期の短縮                            |    |
| (10) 設計図書の照査の範囲を超えるもの                           |    |
| 4. 設計変更が不可能なケース                                 | 19 |
| 5. 変更手続きのフロー                                    | 20 |
| 6. 設計変更に関わる資料の作成                                | 21 |
| 7. 条件明示について                                     | 23 |
| 8. 指定・任意の使い分け                                   | 24 |
| 9. 違算防止のための留意点                                  | 26 |
| 別冊 設計変更の具体例                                     |    |



# 1. 設計変更ガイドラインの背景と目的

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17年法律第18号）」では、基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、第7条では、発注者の責務として、「設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が明記されています。

塩竈市は、市民生活や経済活動の基盤となる道路、上下水道、漁港、公園、その他公共施設などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施しています。

これらの工事を地形、地質、天候などの自然条件や市街部においては騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件の中で完成させるため、必要な調査、検討の上で工事発注を行っていますが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、契約関係における責任の所在の明確化及び、契約内容の透明性の向上を図り、受発注者間の変更手続が円滑かつ適切に行われるよう、設計変更に関する運用指針として策定するものです。



## 設計変更の現状 ～次のような業界からの意見がみられる～

「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(国土交通省 関東地方整備局)P5より引用

### <設計成果>

○設計と現場があっていない。現場に即した設計としてほしい。

### <発注時の条件整備>

○関係機関との協議が整ってから発注してほしい。

### <条件明示>

○施工上影響がある条件については条件明示をしてほしい。

○施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をしてほしい。

### <照査の範囲外>

○照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払ってほしい。

### <設計変更>

○設計変更に伴う増加費用として、一体性のある工事であれば、30%を超える増加費用の変更を認めてほしい。

### <一時中止>

○工事中止時の増加費用を適切に見込んでほしい。

- 設計変更: 契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること
- 契約変更: 契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること



## 2. 設計変更の基本事項及び留意事項

### (1) 基本事項

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号)の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、第7条では、発注者の責務として、「設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の 状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が明記された。

さらに、令和元年6月の改正により、設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等が発注者の責務として法的に位置付けられたほか、追加工事等が発生したが、発注者が書面による契約変更を行わなかった場合、追加工事等について、工事に着手した後又は工事が終了した後に書面により契約変更を行った場合や、必要な増額を行わなかった場合には建設業法第19条の2に違反するおそれがある。

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することであるが、設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、特に、新たな工種などの追加が必要となった場合においては、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難であり、一体施工の必要性から分離発注できないものについて、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる契約金額の変更又は工期の変更を行うこととする。

また、これまでは設計変更の取り扱いにおいて、請負代金額の30%をひとつの目安としていたが、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことなどを理由に設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

## 2. 設計変更の基本事項及び留意事項

### (2) 留意事項

#### ■ 適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意する

- ① 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行う(契約書第1条第5項)。
- ② 請負人から設計図書についての確認の請求があった場合は、請負人の立会いの上、調査を行う(契約書第19条第2項)
- ③ 設計変更後の請負金額や工期は、請負人と協議の上、決定する(契約書第25条、第26条)。
- ④ 監督員指示を行った場合には、当該指示に対応する設計変更手続きを速やかに行わなければならない。但しきわめて近い将来に続けて監督員指示を行うことが見込まれる場合には、次の範囲内でまとめて設計変更手続きを行うことができる。
- ⑤ 監督員指示に基づき設計変更する場合は、早い段階で着実に数量を固めるよう請負人に促し、施工段階ごとに適宜変更額について協議を進め、工事完了時にまとめて設計変更をすることがないように、工期全体を通じて、設計変更に要する時間の短縮に努めること。

#### ■ 設計変更にあたっては、次の事項に留意し受注者へ指示する

- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ② 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第19条にもとづき書面で行う。(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
- ③ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- ④ 指示書へ概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。
  - 1) 受注者からの協議における変更の場合は、受注者が見積書を提出した場合に、その見積書を参考にして指示書に記載する。
  - 2) 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算金額を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載することとする。
  - 3) 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
  - 4) 概算金額の算出条件を明確にする。

## 2. 設計変更の基本事項及び留意事項

### ■ 指示書等への概算額の記載方法

設計変更を行う為、契約変更に先だって指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。ただし、受注者からの協議により変更する場合にあっては、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限る。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

#### 【発注者からの指示の場合】

1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書等）にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
3. 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。
4. 概算額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。

#### 【受発注者間の協議により変更する指示書の場合】

1. 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書等）にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。
3. 概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額と、受注者の提示額であることを指示書に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、概算額を記載しない。
4. 概算額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。





### 3. 設計変更可能なケース

契約書において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は契約書第19条(条件変更等)に、発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更は同第20条(設計図書の変更)に、また、受注者の責によらない事由による工事の一時中止については同第21条(工事の中止)などに規定している。このことから、主な設計変更の対象となる事項は下表のとおりである。

| 設計変更の主な対象事項                                                        | 工事請負契約書    |
|--------------------------------------------------------------------|------------|
| ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合(これらの優先順位が定められている場合を除く。)      | 第19条第1項第一号 |
| ② 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合                                                 | 第19条第1項第二号 |
| ③ 設計図書の表示が明確でない場合                                                  | 第19条第1項第三号 |
| ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しない場合 | 第19条第1項第四号 |
| ⑤ 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合                      | 第19条第1項第五号 |
| ⑥ 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更                                          | 第20条       |
| ⑦ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止                                           | 第21条       |
| ⑧ 受注者からの請求による工期の延長                                                 | 第23条       |
| ⑨ 発注者の請求による工期の短縮                                                   | 第24条       |
| ⑩ 設計図書の照査の範囲を超える場合                                                 |            |





### 3. 設計変更可能なケース

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合  
(契約書第19条第1項第一号)

受注者は、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合(これらの優先順位が定められている場合を除く。)、発注者に確認しなければならない。発注者は、それが本当に一致しない場合には必要に応じて設計図書を訂正・変更する必要がある。

#### 受注者

「契約書第19条(条件変更等)第1項第一号」に基づき、その旨を直ちに監督職員に通知



#### 発注者

発注者は契約書第19条第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



受注者及び発注者は契約書第25条、第26条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める



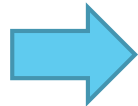
### 3. 設計変更可能なケース

#### (2) 設計図書に誤謬または脱漏がある場合(契約書第19条第1項第二号)

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

##### 受注者

「契約書第19条(条件変更等)第1項第二号」に基づき、その旨を直ちに監督職員に通知



##### 発注者

発注者は契約書第19条第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)



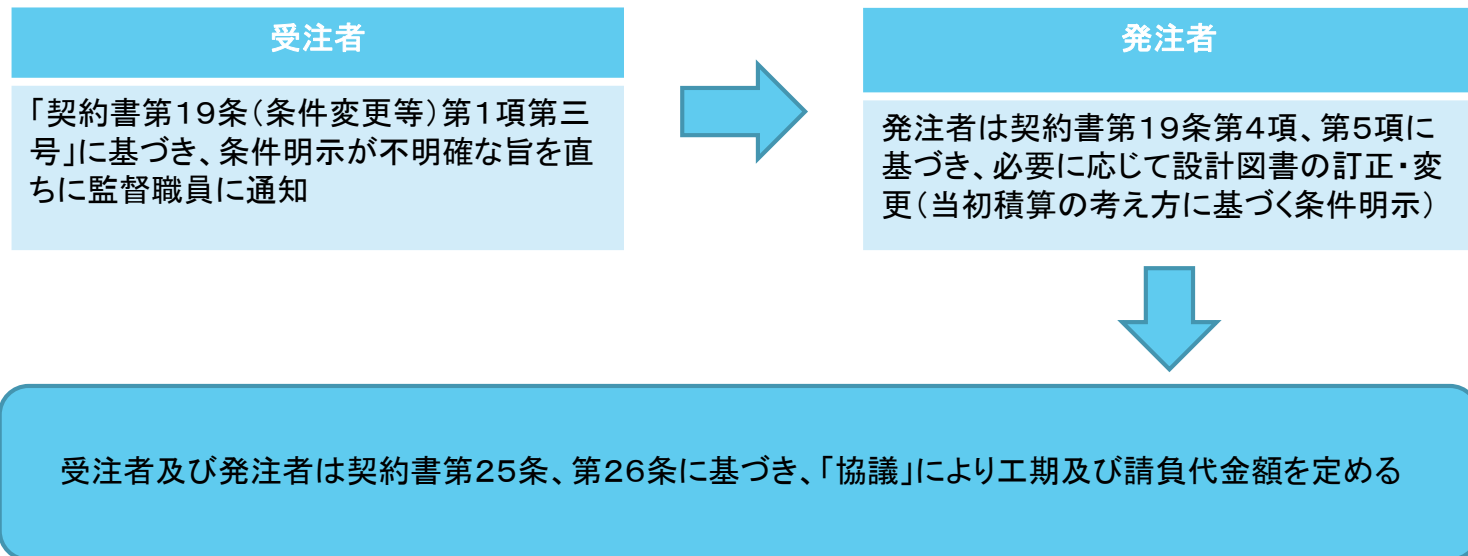
受注者及び発注者は契約書第25条、第26条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- ex. ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合  
イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合  
ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

### 3. 設計変更可能なケース

#### (3) 設計図書の表示が明確でない場合(契約書第19条第1項の第三号)

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。



ex. ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合

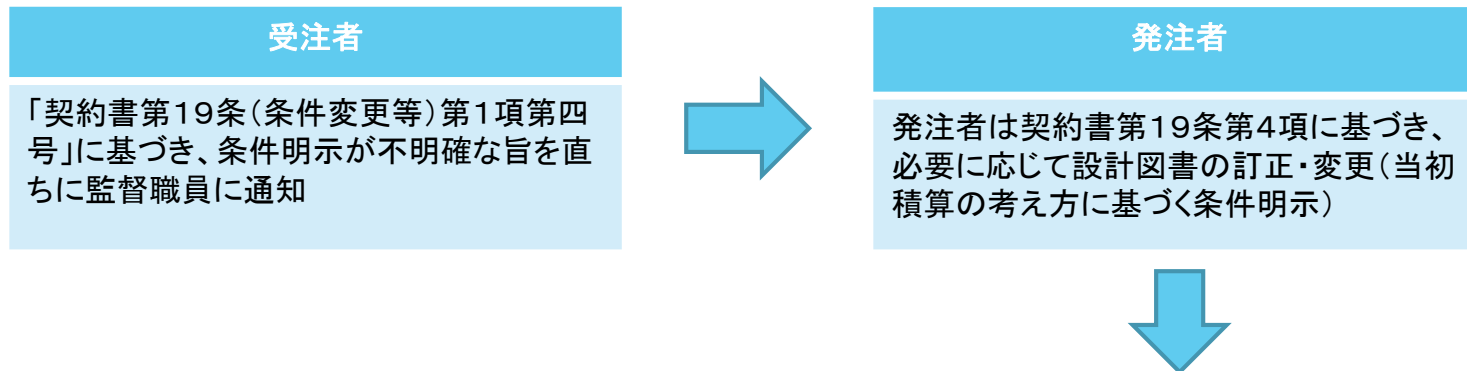
イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

ウ. 使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない(明示が不十分である)

### 3. 設計変更可能なケース

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第19条第1項第四号)

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。  
また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、橋梁の補修履歴、工事に関係する法令等が挙げられる。



受注者及び発注者は契約書第25条、第26条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

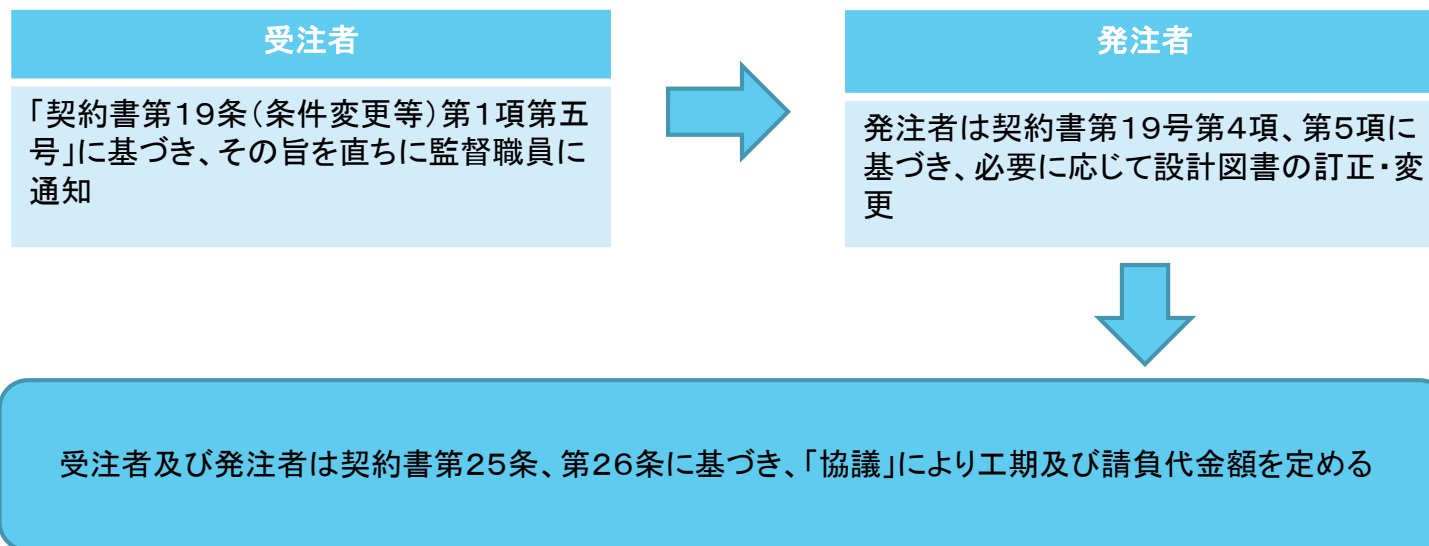
- ex. ア. 設計図書に明示された地盤高、土質や地下水位と工事現場の地盤高、土質や地下水位が一致しない場合
- イ. 設計図書に明示された舗装構成、地下埋設物等と工事現場の舗装構成、地下埋設物等が一致しない場合
- ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- エ. 設計図書に明示された補修箇所の形状と補修部品の形状がと一致しない場合
- オ. その他、新たな制約等が発生した場合



### 3. 設計変更可能なケース

(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合(契約書第19条第1項第五号)

設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたことにより、施工が困難となった場合、発注者は事実を確認し、必要に応じて設計図書を訂正・変更する必要がある。



ex. ア. 工事区域内に想定外の軟弱地盤層が存在し、新たに地盤改良が必要となった。

イ. 施工中に予期しない地下埋設物を確認され、その撤去が必要となった。



### 3. 設計変更可能なケース

#### (6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更(契約書第20条)

発注者は、設計図書に明示されていることについて、変更が必要であると認めるときには、受注者に通知し、設計図書を訂正・変更する。

発注者

発注者は、設計図書の変更が必要と判断した場合、受注者へ通知



受注者及び発注者は契約書第25条、第26条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- ex. ア. 周辺住民との協議により、変更が妥当であると認めるとき。
- イ. 関連する他事業との調整の結果、変更が妥当であると認めるとき。
- ウ. 関係機関からの条件提示等により、変更する必要があると認めるとき。

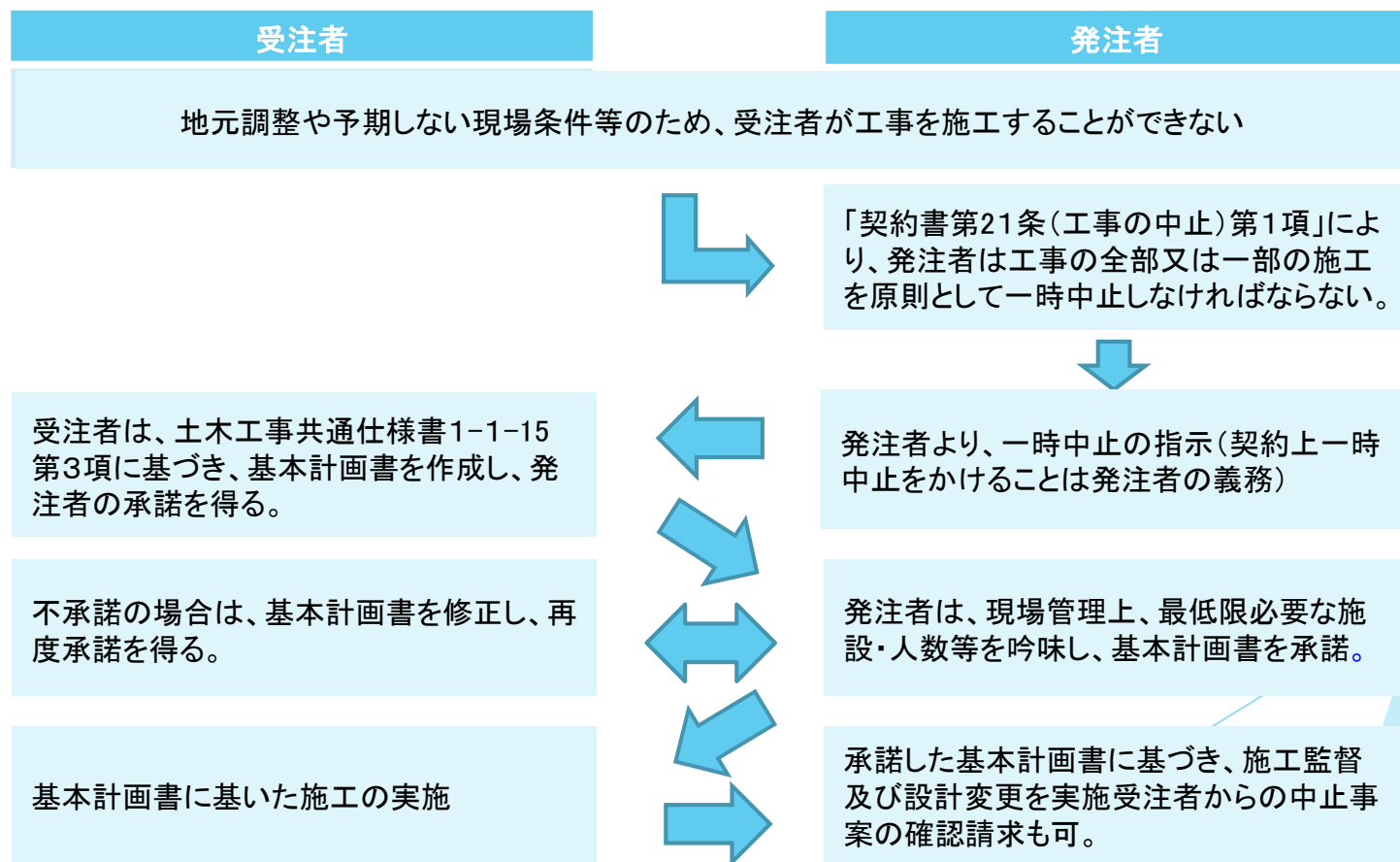




### 3. 設計変更可能なケース

#### (7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止(契約書第21条)

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状況が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き  
(工事一時中止に係るガイドライン(案)参照)





### 3. 設計変更可能なケース

ex.

- ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- イ. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ウ. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- オ. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- カ. 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
- キ. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ク. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ケ. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

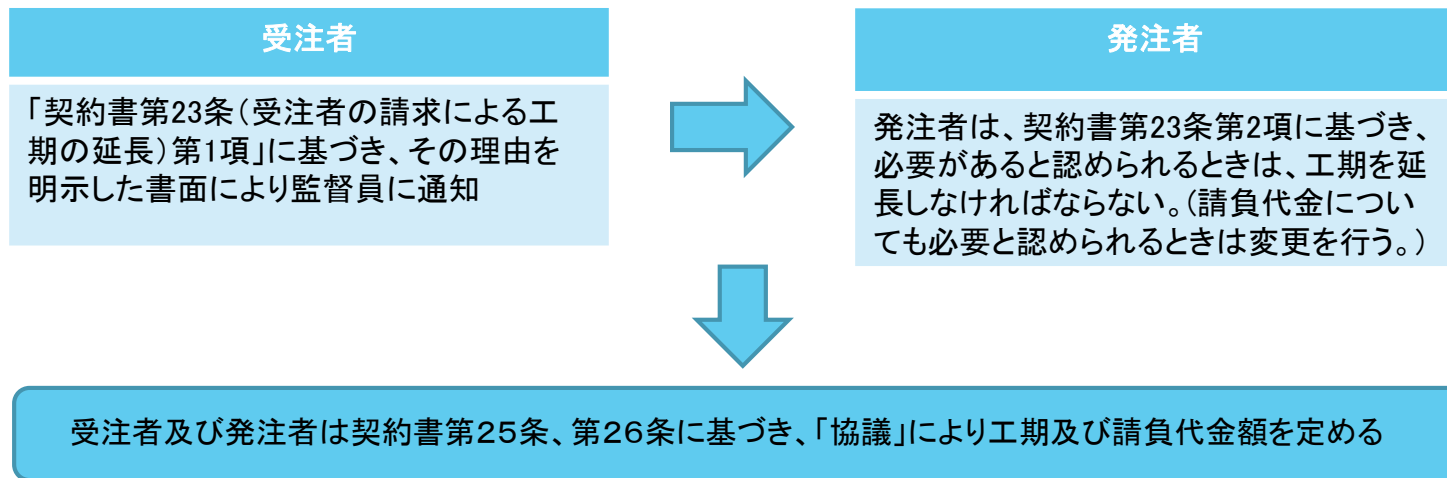
※工事一時中止に係る事務処理等については、国土交通省東北整備局策定の「工事一時中止に係るガイドライン(案)」を準用するものとする。



### 3. 設計変更可能なケース

#### (8) 受注者からの請求による工期の延長(契約書第23条)

受注者は天候の不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に工期の延長変更を請求することができる。



ex. ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合。

イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合。

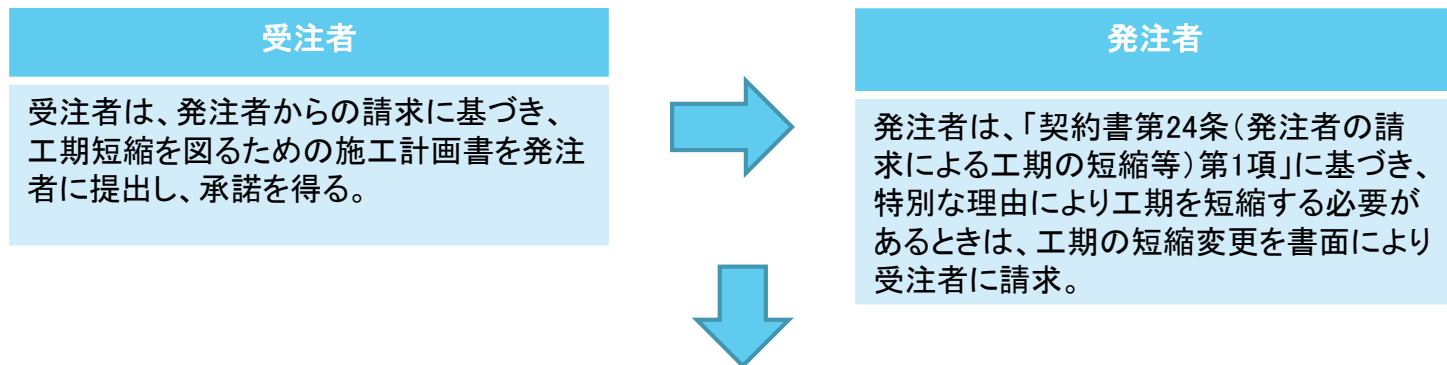
ウ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合。



### 3. 設計変更可能なケース

#### (9) 発注者の請求による工期の短縮(契約書第24条)

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。



受注者及び発注者は契約書第25条、第26条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

ex. ア. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合。

イ. その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合。



## 3. 設計変更可能なケース

### (10) 設計図書の照査の範囲を超えるもの

受注者は、当初設計等に対して契約書第19条第1項に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとし、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

発注者は、請負人に以下のような「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を実施させる場合においては、必要があると認められる場合、工期、請負代金額を変更しなければならない。

#### ◆新たに設計図の作成が必要となるもの

ア. 現地測量の結果、横断面を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断面の再作成が必要となるもの。

イ. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断面の再作成が必要となるもの。

ただし、当初横断面の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

ウ. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。

エ. 維持修繕等の工事で、標準断面で発注し、工事において測量から設計まで行うもの

#### ◆構造計算が伴うもの

ア. 構造物の応力計算を伴う照査。ただし、二次製品を用いた工法を承諾で用いるもの等は除く。

イ. 構造物の位置や計画高さ、載荷高さ、延長等が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。

(設計業務の瑕疵について確認が必要)



### 3. 設計変更可能なケース

- ウ. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う)
- エ. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- オ. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- カ. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構計図面作成。

#### ◆その他

- ア. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- イ. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ウ. 設計内容の確認や見直しのため、測量または地質調査を行うもの。ただし、品質管理のための調査は除く。

(注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

詳細については、「設計照査ガイドライン」を参照。

## 4. 設計変更が不可能なケース

### ■ 基本事項

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
3. 「承諾」で施工した場合
4. 工事請負契約書・土木工事共通仕様書(案)に定められている所定の手続きを経ていない場合(契約書第19条～24条、共通仕様書1-1-15～1-1-17)
5. 正式な書面によらない事項(口頭のための指示・協議等)の場合

※契約書第28条(臨機の措置)については別途考慮する。

承諾：受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得るもの

設計変更不可

協議：発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの

設計変更可能

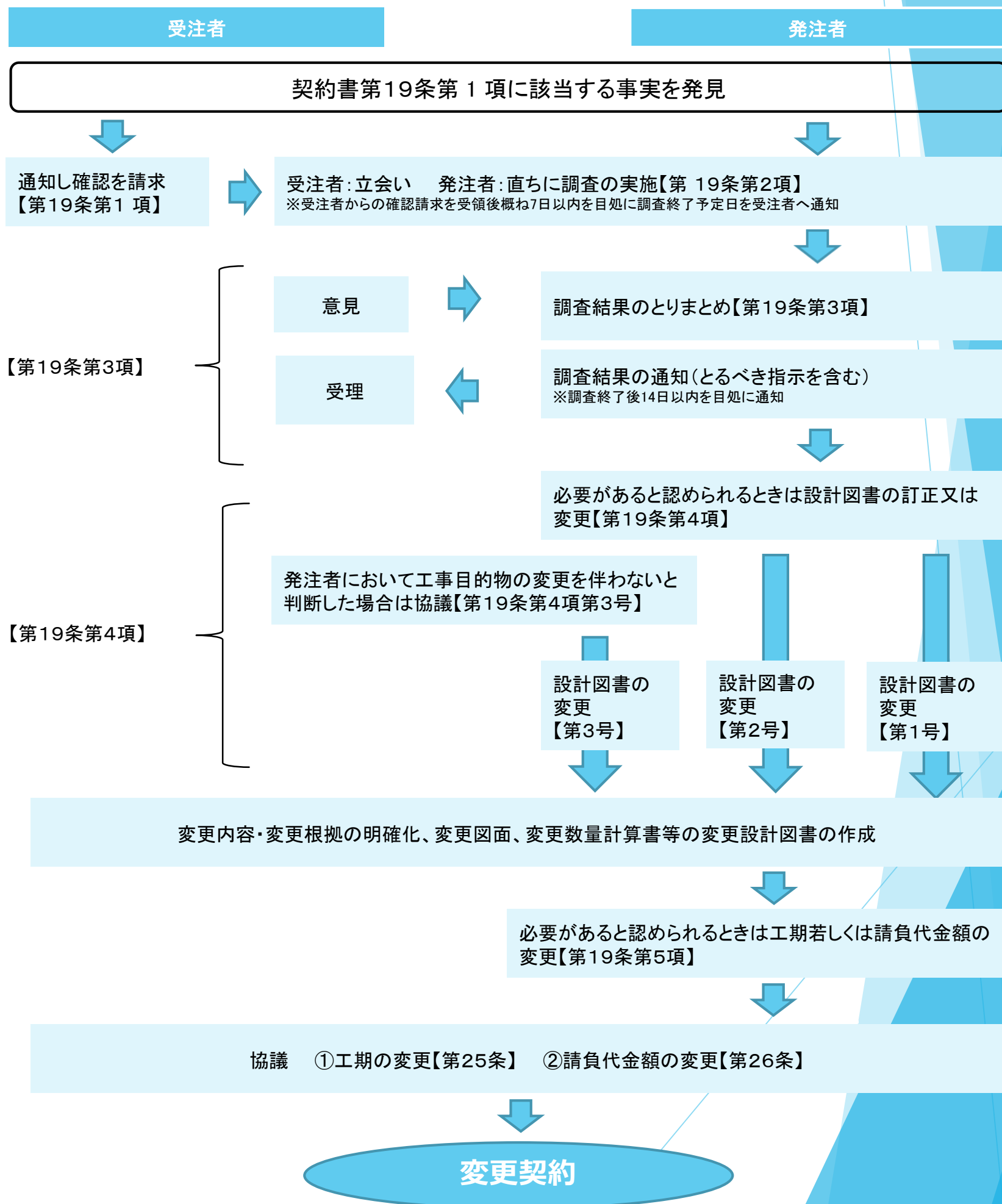




## 5. 変更手続きのフロー

### 【契約書第19条第1項】

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明等に対する質問回答書が一致しないとき
- ② 設計図書に誤びゅう又は脱漏があるとき
- ③ 設計図書の表示が明確でないとき
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実態の工事現場が一致しないとき
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予想することのできない特別な状態が生じたとき



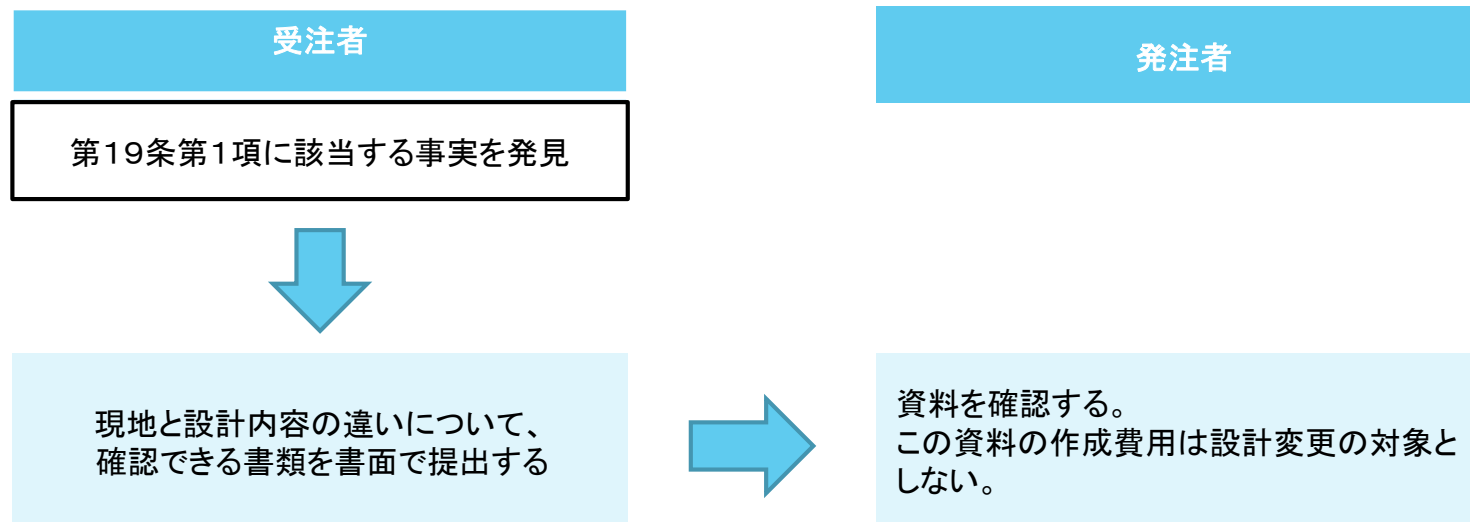


## 6. 設計変更に関わる資料の作成

### (1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第19条第1項に該当する事実が発見された場合（前述の4－(1)～(9)）、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

「契約書第19条第1項」





## 6. 設計変更に関わる資料の作成

### (2) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約書」第19条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約書」第19条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

「契約書第19条第4項」

受注者

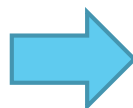
発注者

～設計図書の訂正又は変更は発注者が行うが、設計変更するために必要な書類の作成を依頼するときは～

設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認  
必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に具体的な作業を指示



設計変更に関わる資料を作成したので提出



資料を確認する  
※この資料の作成費用は設計変更の対象



## 7. 条件明示について

発注者は、工事内容に応じて必要となる施工条件を設計図書に明示するとともに、明示された条件に変更が証した場合は、約款第19条など関連する条項に基づき、適切に対応しなければならない。

具体的な明示事項は、工事内容に応じて定める明示事項のほか、「塩竈市条件明示チェックリスト」を活用するなど記載漏れがないよう確認すること。

### チェックリストの活用

#### ●発注者サイド

- ① 発注時の設計図書に明示する条件等の確認資料として活用できる。
- ② 積算や設計図書作成に先立ち、予め施工現場の条件、環境、制約等を調査・確認する際の手引きとして活用できる。
- ③ 積算担当者の現場確認も含め、事前調査・関係部署確認の効率化が図れる。
- ④ 施工経験の多少に関わらず、統一的な条件明示が図れる。
- ⑤ 具体の特記仕様書の作成にあたっては、別途、特記仕様書記載例の中から、必要な項目の選択の一助となる。
- ⑥ また、工事依頼課と工事受託課が情報共有することにより、施工時の調整や協議の際の内訳データとして活用し、円滑化に寄与する。

#### ●受注者（見積者）サイド

- ① 契約締結後の、契約書第19条「条件変更等」の確認資料として活用できる。
- ② 施工途中において施工条件の変更や新たな課題が生じた場合における円滑な設計変更に活用できる。
- ③ 現場説明時の「質問事項」の検討資料として活用できる。
- ④ 現場条件の確認時の手引きとして位置付けることにより、現場調査・測量時のチェックリストや整理フォーマット（様式）として活用できる。
- ⑤ 施工経験の少ない場合には、参考資料として活用できる。

「チェックリスト」は、積算や設計図書、施工計画書等の作成時の参考資料として活用すべきものであり、請負契約上拘束力を生ずるものではない。

- ・「チェックリスト」は、既存の資料などを基にして作成しており、全ての施工条件を網羅していない。施工条件が手引きに当てはまらない場合には、必要に応じて適宜、明示事項を追加して活用すること。
- ・なお、「明示されない施工条件」や「明示事項が不明確な施工条件」がある場合については、従来通り契約書の関連する条項に基づき、受発注者協議により適切に対応する必要がある。



## 8. 指定・任意の使い分け

### ◆自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていない場合は、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲である。

#### 【契約書第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

#### 【基本事項】

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
3. ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

#### 【留意事項】

◆指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

1. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
2. 発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。  
※任意における下記のような対応は不適切
  - ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
  - ・標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
  - ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。
3. ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。



## 8. 指定・任意の使い分け

### ◆指定と任意の考え方

|                   | 指定                | 任意                      |
|-------------------|-------------------|-------------------------|
| 設計図書              | 施工方法等について具体的に指定する | 施工方法等について具体的に指定はしない     |
| 施工方法等の変更          | 発注者の指示又は承諾が必要     | 受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要） |
| 施工方法の変更がある場合の設計変更 | 設計変更の対象とする        | 設計変更の対象としない             |
| 条件明示の変更に対応した設計変更  | 設計変更の対象とする        | 設計変更の対象としない             |

### ◆指定仮設とすべき事項

- ① 河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合
- ② 仮設構造物を一般交通に供する場合
- ③ 関係官公署との協議により制約条件のある場合
- ④ 特許工法または特殊工法を採用する場合
- ⑤ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ⑥ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設